

## 加世田都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

加世田都市計画区域において，平成 16 年に「生き生きかせだ 生活のまち」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を定め，都市の将来像の実現に向けて具体の都市計画の施策やまちづくりを進めている。

策定から約 10 年が経過するなかで，地域住民によるまちづくりへの参画も活発化し，様々な活動が行われている。その活動において，加世田地区の武家住宅群，益山用水，竹田神社を有する加世田麓地区については，民，官，学が一体となり保存対策委員会が発足され調査を行うとともに，保存対策の方針が示され，実現のための具体の都市計画変更を求められている。

このようなことから，加世田都市計画区域において，新たに“歴史ゾーン”を配置するとともに，都市全体の将来像を明確にすることを目的として，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更するものである。

加世田都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿 児 島 県

## 《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 主要用途の配置の方針	4
② 土地利用の方針	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
① 交通施設の都市計画の決定の方針	5
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	7
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	8
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	9
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	9
② 市街地整備の目標	9
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	10
① 基本方針	10
② 主要な緑地の配置の方針	10
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	12
④ 主要な緑地の確保目標	12

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

加世田都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の南薩地域に位置し、区域の北部を東西に万之瀬川が流れ、南さつま市を起点とし、鹿児島市を終点とする国道 226 号、枕崎市を起点とし、いちき串木野市を終点とする国道 270 号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、県都鹿児島市から約 40km、車で約 50 分の位置にあり、気温は温暖で、吹上浜自然公園や竹田の杜などの豊かな自然的景観を有している。

本区域にある柵ノ原遺跡からは、縄文草創期の人々の生活跡や土器・石器等が出土し、歴史の古さを物語っている。また本区域は、平安時代末期に別府氏により別府城が築造され、約 300 年間その領地として栄えた。その後、島津忠良（日新公）ら島津氏の治世のもと、次第に政治的拠点としての地位を築き、近世には、万世地区を中心とした海上交易等により、経済的にも中心的役割を果たしてきた。今もこの時代を原形とする武家住宅群などの歴史的資源が多く点在している。さらに、近代に入ると鉄道をはじめ交通体系の上でも南さつまの要衝となり、政治・経済・文化の発信地として発展してきた。

人口は、緩やかな減少傾向にあり、少子高齢化が進行しており、今後、労働人口の減少、福祉需要の増大への対応が必要である。

また、中心市街地においては、交通環境の変化や郊外での大型店の立地による商業の衰退があり、活性化が必要である。

さらに、「南さつま広域生活圏」の連携によるまちづくりを進める必要がある。

このようなことから、本区域では、自然や歴史など優れた資源を最大限に活かしながら、住民一人ひとりが健康でやすらぎのある生活を営み、活力と魅力あふれるまちづくりを目指すこととし、

#### 「生き生きかせだ 生活のまち」

を本区域の基本理念とする。

この基本理念を実現するため、次の 4 つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

#### ■住んでみたい快適でうるおいのあるまちづくり

都市景観に配慮した街並みの整備や快適で利便性の高い都市基盤の整備により、住み良いまち、住んでみたいまち、もう一度行ってみたいまちづくりを目指す。

■人と自然にやさしいまちづくり

温暖な気候と吹上浜自然公園や竹田の杜などの恵まれた自然的環境の保全、循環型社会の構築など、自然との共生を重視したまちづくりを進めるとともに、バリアフリーの理念を取り入れた各種施設整備を進め、快適な環境の中で人と自然にやさしいまちづくりを目指す。

■地域に根ざした活力とにぎわいのあるまちづくり

本区域の地域特性である「サンド&サイクルのまち」を活かした観光レクリエーション拠点づくりに努めるとともに、南さつまの産業や経済の発展のため、広域交流による活力あるまちづくりを目指す。

■地域文化の香りが高いまちづくり

上加世田遺跡や柗ノ原遺跡等の縄文時代の遺跡及び島津家中興の祖である「日新公」を祀る竹田神社周辺や独特の趣のある武家住宅群は、訪れる人々に緑とのふれあいによる憩いをもたらすとともに、「いにしへ」を偲しのばせる文化の香りの高いまちづくりを目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

### ① 加世田・益山ますやま地域

中心市街地については、行政・教育施設等の集積や南薩地域における商業・業務機能の中心的役割を担っており、住民サービスの場、交流の場や交通の要衝でもあることから“都市中心核”と位置づけ、賑わいと良好な街並みの形成を図る。

国道 270 号、県道加世田川辺線を、広域都市軸とし、国道 226 号の加世田地域と万世地域を結ぶ区間を中央都市軸と位置づけ、幹線道路としての利便性を活かし沿道を“商業・業務ゾーン”とする。

中心市街地周辺については、利便性の高い良好な居住空間の創出に努めるとともに、安全で快適な居住環境の確保された“住宅地”としての形成を図る。

このうち、加世田麓地区の歴史的景観に優れた武家住宅群は“観光・レクリエーション地区”として位置づけ、地域の特色のある歴史的資源を保全しつつ地域の活力を生む観光資源としての活用を図る。

また、竹田の杜や運動公園周辺の自然環境の良好な地区は“観光・レクリエーション地区”として位置づけ、保全に努めるとともに、益山地域に広がる農業ゾーンについては、優良な農業生産基盤としてだけでなく、また、良好な田園風景を構成する景観資源として保全に努める。

## ② 万世・小湊地域

万世地域を通る国道 226 号，県道鹿児島加世田線を“広域都市軸”と位置づけ，南薩地域と鹿児島市方面との交流を図る。また，吹上浜周辺の砂丘地域再生振興特区やその他農業ゾーンについては，優良な農業生産基盤としてだけでなく，良好な田園風景を構成する景観資源として保全に努める。

小湊地域には，本区域唯一の小湊漁港があるため，小湊漁港周辺を“流通業務核”と位置づけ，漁業・水産基地機能の向上を図る。

吹上浜海浜公園は，レクリエーション施設として区域内外の利用者のニーズも高いことから，“観光・レクリエーション核”として位置づけ，観光拠点として施設の充実に努める。これに隣接する良好な自然環境を保有する吹上浜砂丘や野鳥の生息する万之瀬川河口部及び温泉施設やサイクリングロードは“水と緑の軸”として位置づけ，自然にふれあい，親しむ良好な環境の形成を図る。

## ③ 川畑・内山田・長屋地域

豊かな自然環境を有する川畑・内山田・長屋地域のうち，広域都市軸である国道 270 号沿道域の郊外型商業施設等の集積する内山田地域の西尾地区を“流通・業務核”と位置づけ，機能向上を図るものとする。また，周辺に広がる農業ゾーンについては，優良な農業生産基盤としてだけではなく，また，良好な田園風景を構成する景観資源として保全に努める。

丘陵地における農地や集落は，環境保全に配慮した生活環境の整備を図るとともに，生産基盤の保全に努める。

地域内の緑地は，景観資源及び保水機能による災害の防止・緩和に資する“樹林地ゾーン”として位置づけ，環境保全に努める。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口，世帯数ともに減少傾向にあり，今後もこの傾向は続くものと予測される。しかし，土地区画整理事業の完了やハーモニータウン加世田などの住宅地の整備が計画的に進んでいることから，住居系の土地需要は現用途地域内で収容可能と判断される。

また，製造品出荷額及び商品販売額は，増加傾向にあるものの，商業・工業系の土地需要は，現用途地域内で収容可能であり，本区域における急激かつ無秩序な市街化の拡大・進行は見込まれないと判断される。

本区域の市街地周辺の優良農地や自然公園などは，農業振興地域の整備に関する法律，森林法，自然公園法による土地利用規制等により十分保全

できるものと判断される。

以上のことから、本区域では区域区分を定めないものとする。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### a 商業・業務地

加世田地域は、商業機能、行政機能ともに本区域にとどまらず、南さつまの中心的役割を担っているため、商業・業務地と位置づけ、行政サービス機能が集中している市役所周辺や加世田バスステーション周辺については、賑わいと魅力溢れる中心市街地の形成に努める。

また、万世地域の都市計画道路向江万世線及び大崎線の沿道を商業地として位置づけ、近隣住民の生活に密着した商業施設の配置に努める。

###### b 工業地

既存工業施設が立地している川畑地区と上加世田地区を工業地として位置づけ、周辺環境に配慮しつつ、生産環境の維持・保全に努める。

###### c 住宅地

村原地区は、交通の利便性を活かした住宅地として位置づけ、都市基盤の整備が完了した。その他の市街地周辺部や万世地域は、街路樹・生垣による緑化に努め、緑に囲まれた閑静な住宅地として配置する。

##### ② 土地利用の方針

###### a 土地の高度利用に関する方針

南薩地域における主要な拠点地区である加世田バスステーション周辺地区は、未利用地・空店舗の有効活用等による中心市街地としての活性化に努める。

###### b 居住環境の改善又は維持に関する方針

加世田地域及び万世地域は、快適で安全な居住環境を確保するとともに、高齢者及び身障者に配慮した住宅等の整備を図り、居住環境の改善を進める。

市街地中心部に隣接する村原地区は土地区画整理事業による整備が完了し、概ね良好な居住環境の整備が図られている。益山地区は地域住民とともに整備手法等の検討を行い良好な居住環境を目指す。

###### c 都市内の緑地又は都市の風致に関する方針

加世田麓地区は、歴史的建造物、石垣、イヌマキの生垣、益山用水路などからなる武家住宅群があり、特徴ある歴史的景観を形成している。伝統的建造物群保存地区保存条例制定および重要伝統的建造物群保存地区の選定により建築行為、開発行為等に対する規制・誘導を図り、貴重な歴史的文化財・景観の維持・保全に努める。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

万世・益山地域から内山田・長屋地域などに広がる農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

e 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

ハザードマップ等による危険個所の把握を行い、災害の発生のある土地の区域については、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難態勢の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

自然公園に指定されている万之瀬川河口、吹上浜は、優れた自然環境を有しているとともに、クロツラヘラサギ等の貴重な野鳥の生息地でもあることから、今後ともその自然環境の保全に努める。

また、市街地周辺の丘陵地、樹林地は良好な自然環境や水源涵養、保水機能による災害の抑止に資することから保全に努める。

g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

ハーモニータウン加世田は、環境共生住宅として、バリアフリー及び屋根の緑化等による優れた居住環境地区として、整備されており、今後も住環境の保全に努める。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域は、県都鹿児島市等との東西方向、日置地域と南薩地域の南北方向の交通結節点であり、交通の要衝である。

本区域の主要幹線道路は、国道2路線、県道3路線が通っているが、一部未整備区間があり、高齢者や障害者にも対応した整備が必要である。区域内の都市幹線道路については、中心市街地内の都市計画道路に一部未整備箇所があるため、本区域内に点在する集落から中心市街地、主要幹線道路へのアクセスなどを整備する必要がある。

また、南さつま市では自転車を活用した個性ある観光地づくりを進めており、サイクリングロードを配置し観光拠点である吹上浜から市街地、または日置地域まで視野に入れたネットワーク形成を目指している。



このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 道路の整備にあたっては、既存道路の有効利用を図りつつ、段階的な整備を図る。また、付加車線の検討や高齢者及び障害者に対応した歩道のバリアフリー化等、円滑な交通と利便性の向上に努める。
- 区域内や県都鹿児島市・南薩地域の他区域への移動手段として、公共交通機関であるバス交通が重要な役割を担うことから、その維持、充実に努める。
- 道路は、地域の経済活動を支えるだけでなく、防災上も重要な役割を担っており避難時のルートや延焼遮断の役割にも配慮し整備を図る。
- 南さつま市の自転車によるまちづくり計画に基づき、吹上浜海浜公園から市街地、あるいは周辺市とのネットワーク形成を目指した自転車歩行者道や自転車専用道路の整備を進める。

#### イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ウ 道路

本区域は、南薩地域における交通の要衝であることから、広域交流や通過交通の円滑な処理や区域内の交通へ対応した交通体系を考慮し、道路を適正に配置するものとする。

種 別	配 置 の 方 針
主要幹線道路	<p>広域交通網としての国道、県道は、未整備区間の整備を進めるものとし、小湊地域における国道 226 号については都市間連絡道路として整備を図る。</p> <p>都市間連絡路線：</p> <p>都市計画道路 3・4・2 号向江万世線（国道 226 号）            国道 226 号（小湊バイパス）            都市計画道路 3・4・3 号加世田停車場線（県道加世田川辺線）            県道鹿児島加世田線            県道石垣加世田線</p>
都市幹線道路	<p>市街地内の交通の循環性を確保するための整備を図る。</p> <p>循環型路線：</p> <p>都市計画道路 3・4・6 号村原陣線（市道）            都市計画道路 3・4・9 号加世田益山線（市道）</p>

その他	<p>バリアフリー化やカラー舗装化により人と自転車にやさしい、自転車歩行者道の整備を進める。</p> <p>サイクリングロードについては、利用者の安全と周辺の景観や自然環境に充分配慮し、本区域だけでなく周辺町とも連携し広域的なネットワークの形成を図る。</p> <p>自転車歩行者専用道路： りんりんロード大崎線（市道）</p>
-----	--

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種別	施設名
道路	<p>主要幹線道路： 都市計画道路3・4・2号向江万世線（国道226号）</p> <p>都市幹線道路： 都市計画道路3・4・6号村原陣線（市道）</p>

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域の公共下水道は、生活排水による水質汚濁により自然環境（河川、海域、地下水等）に影響を及ぼしている状態である。さらに、本区域では過去に大雨による甚大な浸水被害が発生している。雨水整備については、平成24年度、加世田都市下水路事業計画により先行着手しており、早期完成に努める。一方、汚水対策については、平成27年度に策定した「南さつま市公共下水道基本計画」に基づき下水道事業を進める

本区域の河川については、「南さつま市地域防災計画」との調整や「加世田市水害に強いまちづくり構想」に基づき、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

今後、「南さつま市公共下水道計画」に基づき、加世田市街地及び周辺地域について逐次事業に着手し、概ね10年後の完成を目指すものとする。

なお、公共下水道計画区域及び集落排水区域外の地区については、合併

処理浄化槽の設置を推進することにより，生活環境の改善を図る。

## 2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について，被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに，豊かな水辺環境の創出に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 下水道

汚水は「南さつま市公共下水道事業計画」に基づき，計画的，かつ優先的に加世田市街地の整備を図る。その他の地域においては，地域の実情に応じた適切な処理方法を適用していくものとする。

雨水についても，加世田都市下水路事業計画に基づき，加世田市街地の整備を図る。

#### イ 河川

本区域には，万之瀬川，加世田川，大谷川，唐仁塚川及び相星川等の河川がある。このうち万之瀬川，加世田川，大谷川及び唐仁塚川については，治水上の安全性を確保するため，計画的な治水対策を進める。その他の河川については，都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

### c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
下水道	加世田処理区 汚水：加世田浄化センターや計画区域内の管渠整備を図る。 雨水：加世田市街地内のポンプ施設等の整備を図る。
河川	二級河川 万之瀬川 二級河川 大谷川

## ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

本区域には，し尿処理施設，火葬場及びと畜場が設置されている。これらの施設は，快適な生活環境と美しい地域環境の維持・形成，都市機能の向上のために必要な公共公益施設であることから，各地域の実情や関連事業及び周辺環境との調和を図るとともに，広域圏での連携を図りながら，適正かつ計画的に整備を図る。

## b 主要な施設の配置の方針

### ア ごみ焼却場

本区域では、現在3市（南さつま市、南九州市及び枕崎市）で構成された広域組合による枕崎市火之神岬町地内の南薩地区衛生管理組合内鍋清掃センターを利用中である。今後は、ダイオキシン類対策特別措置法や環境への配慮等の観点から、位置・規模等について広域市町で検討するとともに、ごみ減量化やリサイクル活動など住民意識の高揚を図り、循環型社会の構築に努める。

### イ 汚物処理場

し尿処理場は、3市（南さつま市、日置市及び南九州市）で構成された広域組合による南薩地区衛生管理組合南さつま衛生センターが、加世田村原地内に設置され、汚泥再生処理施設センター（アクアセンター万之瀬）が完成している。

今後は、適正な維持・管理を図る。

### ウ 火葬場

火葬場は、2市（南さつま市及び日置市）で構成された広域組合による南薩地区衛生管理組合南さつま火葬場白亀苑が、加世田白亀地内に完成している。今後は、適正な維持・管理を図る。

### エ と畜場

本区域には、加世田と畜場が設置されている。今後は、周辺環境との調和を図り、適切な施設の維持・管理に努める。

## c 主要な施設の整備目標

本区域では、現在、位置や規模は未定であるが、概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はない。

## 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、二級河川万之瀬川、加世田川に囲まれた円形状の地区に市街地が形成されており、加世田地域の市街地の大半は土地区画整理事業による面的整備が完了しており、良好な居住環境が形成されつつある。

### ② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の事業の該当はないが、の該当はないが、益山地区においては、狭あいな道路が多く、防災上危険な土地利用等も見受けられることから、生活道路の改良等により、良好な居住環境を目指す。

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

本区域の小高い山地は、優れた自然景観を有しており、また、日本三大砂丘の一つである吹上浜は、砂丘と松の緑により景観良好な海岸線を呈している。

今後、都市化が進展する中で、優れた自然環境の保全と、緑と文化が一体となった地域景観の保全に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション需要や災害時の避難地として対応するため、目的に応じて系統的に公園・緑地を適正に配置し、良好な環境の確保に努めるものとする。

このような状況を踏まえ、本区域では、以下の方針のもとで自然的環境の整備、又は保全を図っていくものとする。

##### ○ 自然環境や街並み景観の維持・保全

雄大な自然公園や市街地を取り囲むように存在する樹林地など、本区域特有の自然環境を維持するため、都市を形成する自然環境として保全するとともに、街路樹などの良好な街並み景観の創出を図るため、適切な整備に努める。

##### ○ レクリエーション・防災機能等の維持・充実

近年のスポーツ・レクリエーション需要への対応や災害時の避難地、コミュニティ施設としての活用を図るため、公園緑地の適切な整備や配置に努める。

##### ○ 地域資源の保全・活用

豊富な自然環境とともに地域に残された武家住宅群などの文化・歴史的資源は、適切な保全を図り、まちづくりに効果的に活用する中で、個性あふれる地域環境の形成に努める。

##### ② 主要な緑地の配置の方針

配置方針	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	区域全体	市街地を取り囲むように存在する樹林地等は、都市の骨格を形成する重要な緑地であり、今後もその機能を活かし保全に努める。
	市街地の緑地	いぬまき等による生垣・街路樹は、良好な街並みを呈しており、今後も緑化に努める。
	日新公園周辺	日新公園や竹田神社周辺の緑地は、歴史を偲ばせる杜であり、良好な自然環境として保全を図る。

	竹田神社	日新公を祀ってある竹田神社は、大楠やいぬまきが歴史を物語っている。この歴史的文化遺産と後背地の斜面樹林地を一体として捉え、良好な環境を形成する緑地として保全する。
	吹上浜	吹上浜は、自然公園区域に指定されており、自然環境の保全を図る。
	万之瀬川河口	河口周辺部は野生動植物の生息地であり、良好な自然環境として保全を図る。
b レクリエーション 系統の配置	区域全体	近年のスポーツ・レクリエーション需要の増大への対応や地域のコミュニティー空間として、公園の充実を図る。
	吹上浜海浜公園	自然公園に配慮しつつ、広域的スポーツ・レクリエーション需要に対応した公園施設の拡充を図る。
	加世田運動公園	スポーツ・レクリエーション需要や競技施設として対応するため、公園施設の充実を図る。
	椿ノ原公園	縄文草創期の石器等が発掘された椿ノ原遺跡の跡地に、歴史を感じられる公園の整備を図る。
c 防災系統の 配置	区域全体	災害時の避難地、火災時の延焼防止のため、地域コミュニティー空間と併せ、都市内オープンスペースの確保を図る。
	加世田運動公園	市の防災計画でも災害時の避難場所、ヘリポートとして位置づけられており、機能の充実を図る。
	防風林	吹上浜の海岸線に連なる松林は、防風林としての機能の維持に務め、また、白砂青松 <small>（はくさくしょう）</small> の地としての景観保全を図る。
d 景観構成系統 の配置	市街地周辺部	市街地からの良好な眺望に優れた周辺の丘陵地等の保全、廃川敷等の緑化に努め、都市景観の形成を図る。
	山林	市街地に隣接する樹林地等は、市街地からの眺望に長けており、開発との調整を図りながら保全に努める。

	加世田麓地区	<p>武家住宅，石垣やイヌマキの生垣，益山用水路など特徴のある景観を有する加世田麓地区は，歴史的な趣を深く醸し出している。今後も重要な景観要素として維持・保全を図るとともに地域の活力を生む観光資源として効果的に活用していく。</p>
--	--------	--

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

本区域では，レクリエーションニーズへの対応，災害時の避難場所としてなど，多面的な機能を確保する観点で都市公園を配置している。

今後も，土地区画整理事業等の宅地開発事業により確保された公園や各地区に設置されている運動広場は，都市公園として積極的に整備を図る。

また，日新公園周辺の文化財の集積する地区については，自然環境の保全を図るとともに，必要に応じて風致地区としての指定を検討するとともに，隣接する加世田麓地区の武家住宅群については，伝統的建造物群保存地区保存条例を制定及び活用し，伝統的建造物群保存地区の指定により，優れた歴史的文化遺産・景観の維持・保全に努めていく。

④ 主要な緑地の確保目標

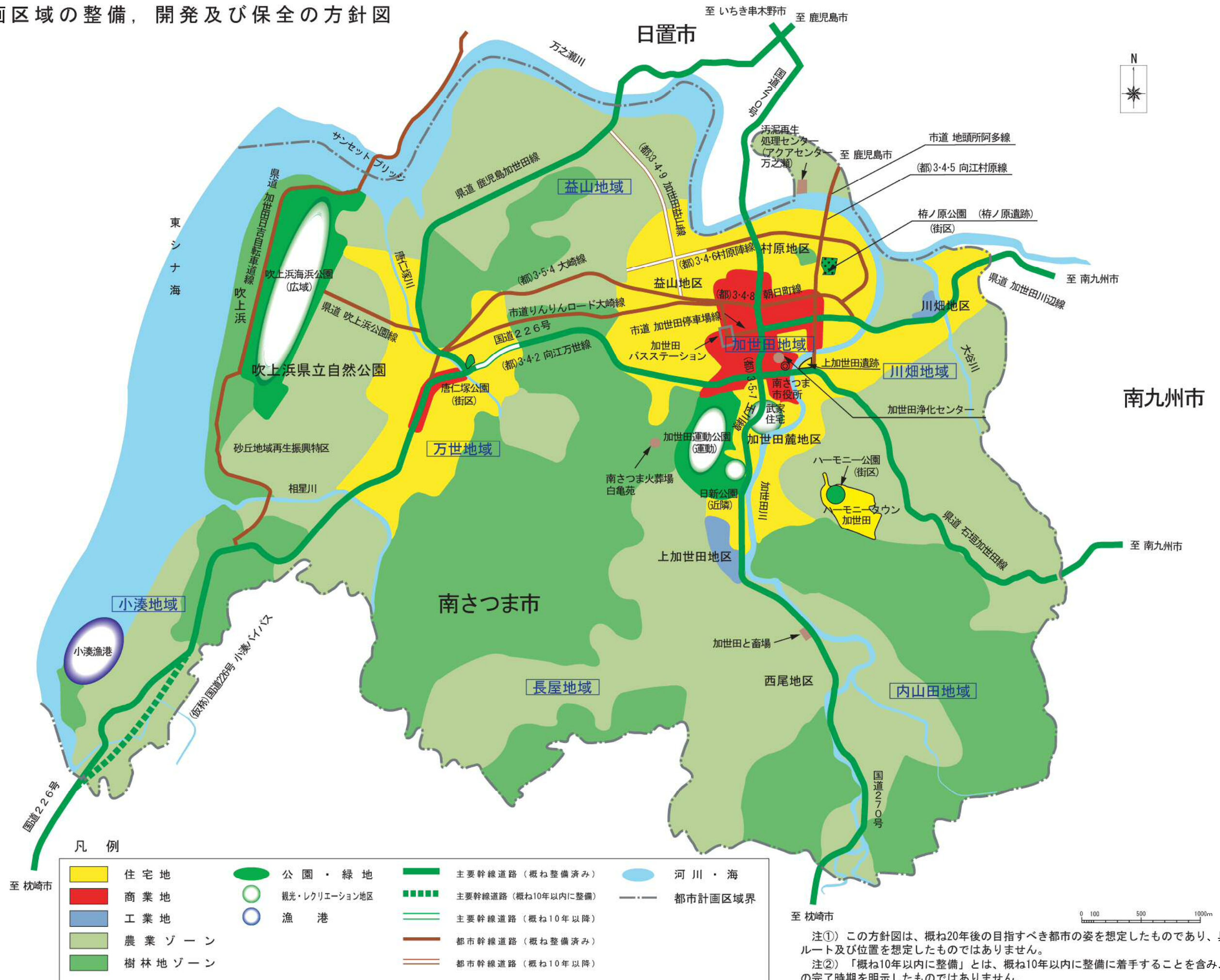
a 概ね10年以内に整備を図る公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
街区公園	梶ノ原公園	約 1.70 ha

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区指定を行う予定の地区は無いが，必要に応じ，緑地保全地区等の地域地区の指定の検討を行う。

# 加世田都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針図



凡例

<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow;"></span> 住宅地	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:green;"></span> 公園・緑地	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px solid green;"></span> 主要幹線道路(概ね整備済み)	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px solid lightblue;"></span> 河川・海
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:red;"></span> 商業地	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid green; border-radius:50%;"></span> 観光・レクリエーション地区	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px dashed green;"></span> 主要幹線道路(概ね10年以内に整備)	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px dashed black;"></span> 都市計画区域界
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue;"></span> 工業地	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid blue; border-radius:50%;"></span> 漁港	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px solid brown;"></span> 主要幹線道路(概ね10年以降)	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen;"></span> 農業ゾーン		<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px solid brown;"></span> 都市幹線道路(概ね整備済み)	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:darkgreen;"></span> 樹林地ゾーン		<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px solid brown;"></span> 都市幹線道路(概ね10年以降)	

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を想定したものではありません。  
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。